

○郡山市教育振興基本計画審議会条例

昭和51年3月29日

郡山市条例第29号

改正 平成21年3月12日郡山市条例第17号

(題名改称)

平成22年3月17日郡山市条例第3号

平成26年12月19日郡山市条例第61号

(設置)

第1条 本市における教育の振興のための施策に関する基本的な計画の策定に関して、郡山市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の諮問に応じ、必要な事項を審議するため、郡山市教育振興基本計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(平21条例17・一部改正)

(審議会の組織)

第2条 審議会は、教育委員会が委嘱する委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、当該諮問に係る審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

(平21条例17・一部改正)

(会長及び副会長)

第3条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(平21条例17・一部改正)

(会議)

第4条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

(平21条例17・一部改正)

(意見の聴取等)

第5条 会長は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(平21条例17・追加)

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、教育委員会事務局教育総務部総務課において処理する。

(平21条例17・追加、平22条例3・平26条例61・一部改正)

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

(平21条例17・旧第5条繰下)

附 則

この条例は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年郡山市条例第17号)

(施行期日)

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

(郡山市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 郡山市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和42年郡山市条例第69号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（平成22年郡山市条例第3号）

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成26年郡山市条例第61号）抄

（施行期日）

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。